

○ 2015 年度（平成 27 年度）からの工事検査体制について

- 1 請負金額 50 万円以上の工事は技術検査課で検査していましたが、この金額を 130 万円以上とします。
詳細は次のとおりです。

項目		請負金額			
		50万円未満	50万円以上 130万円未満	130万円以上 500万円未満	500万円以上
検査員		担当課の次長以上		技術検査課の職員	
立会	担当監督員		○	○	○
	総括・主任監督員				○
	現場代理人		○	○	○
	主任(監理)技術者		○	○	○

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降に検査を行う工事を対象とします。

○ 2015 年度（平成 27 年度）からの測量・建設コンサルタント等業務の検査体制について

- 1 業務委託料 300 万円以上の業務の検査については技術検査課にて行います。
検査体制については次のとおりです。

項目		業務委託料	
		300万円未満	300万円以上
種別		土木関係設計コンサルタント・建築関係設計コンサルタント・測量・地質	
検査員		担当課の次長以上	技術検査課の職員
立会	監督員	○	○
	管理技術者	○	○

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降に契約を締結する委託業務を対象とします。